

報告第18号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高柏原3128番地9先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月9日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 所有者 [REDACTED]

運転者 [REDACTED]

2 事故の概要

平成31年4月10日、安曇野市穂高柏原の信号機のない市道交差点において、公用車が交差点を直進する際、右側から進入してきた相手車両と衝突したもの。

3 和解の内容

本事故の原因は、相手運転者の不注意であるが、安曇野市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を15%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として19,215円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第19号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科1160番地5先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月21日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 所有者 [REDACTED]

運転者 [REDACTED]

2 事故の概要

令和元年5月20日、公用車が市道から訪問先駐車場にバックで入るため、車両を方向転換した際、後方から直進してきた相手車両と接触したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、安曇野市運転者の不注意であるが、相手運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を90%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、損害賠償金として59,053円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 20 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

安曇野市豊科 3062 番地先の市道豊科 1232 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 30 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

平成 31 年 3 月 1 日、損害賠償請求者の運転する車両が、市道を走行中、水路敷内の樹木の枝が折損、垂れ下がっていることに気が付かず当該枝に接触し、車両ボディーが損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、水路敷管理者の安全管理不備によるところの安曇野市の過失を 40% とし、損害の解決金として 76,034 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認する。

報告第21号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科5609番地1における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月17日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]

氏名 所有者 [REDACTED]

2 事故の概要

令和元年5月29日、安曇野市豊科の本庁舎の公用車駐車場内において、公用車を駐車させるため後退していたところ、車両の後方に駐車していた相手車両に衝突したものである。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、安曇野市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として147,543円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 22 号

平成 30 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

健 全 化 判 断 比 率

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (12.04)	- (17.04)	9.3 (25.0)	12.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 23 号

平成 30 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市産業団地造成事業特別会計	—	232 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 24 号

平成 30 年度決算に基づく安曇野市観光宿泊施設特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
安曇野市観光宿泊施設特別会計	—	111,832 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 25 号

平成 30 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

会計の名称	資金不足比率（%）	備 考
安曇野市水道事業会計	—	1,891,923 千円
安曇野市下水道事業会計	—	1,629,199 千円

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。